

平成十五年財務省令第七十一号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条並びに国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項の規定に基づき、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び第四項並びに第四条第一項及び第四項並びに国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項の規定に基づき、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び国税関係法令を実施するため、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 申請等及び納付手続(第三条—第八条)

第三章 処分通知等(第九条—第十二条)
第四章 雜則(第十三条)
附則

第一章 総則(趣旨)

第一條 国税関係法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)以下「情報通信技術活用法」という)第六条及び第七条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織又は電子記録を使用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法及びこの省令の定め

(定義)
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等を行う者、行政機関等その他の者が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれら者の者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。

イ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これららの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき登記官が作成したもの
ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十

四年法律第二百五十三号)第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として国税

動端末設備用署名用電子証明書

ハイ及びロに掲げるもののほか、これらと前項に規定するものほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

第二章 申請等及び納付手続(申請等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第七項、第五条第一項及び第二項並びに第五条の二第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第一項及び第二項の規定により国税の納付を行おうとして準用する場合を含む)の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等又は国税の納付手続は、次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む)の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等を行おうとする者及び第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

税務署長は、次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む)の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等を行おうとする者及び第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

第一項及び第二項並びに第五条の二第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第一項及び第二項の規定により同項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等は、法令の規定に基づき税務署長等(税務署長、国税局長、国税府長官、徵收職員(国税徵收法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第一号に規定する徵收職員をいう。)、国税不服審判所長、担当審判官又は国税審議会会長をいう。以下同じ。)に對して行う申請等とする。

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者除外)又は電子情報処理組織を使用する方法により同項に規定する申請等を行おうとする者(次号において同じ。)の名称

二 当該申請等に係る認定電子計算機(第五条の二第六項に規定する認定電子計算機をいう。次号において同じ。)の名称

三 当該申請等に係る認定電子計算機について第五条の二第一項の認定を受けた者の氏名及び住所又は居所

四 当該申請等の種別

五 その他参考となるべき事項

一 氏名(法人については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二号カードをいい、個人番号等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。)又は移動端末設備(同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備に組み込まれた同法第三十五条第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に同

する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)の届出をした者は、氏名及び住所又は居所)の届出をした者に對し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申請等又は国税の納付手続を利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

二 対象とする手続の範囲

三 その他参考となるべき事項

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

二 第四項の届出をした者 同項第二号から第五号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

四 第二号及び第三号の届出事項

五 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

六 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

項（以下この条において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲げる方法（前項の申請等を行う場合には、第一号に掲げる方法）により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二 当該添付書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができる場合に限る。）

三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）が記録された電磁的記録であつて、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの（当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法

四 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法

五 第三項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提示させることができる。

六 第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行つた者が前項の規定による提示

又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。
い。

7 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二条の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二条の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）及び地方法人税（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。）に係る申請等（法人税法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号（国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算親法人の識別符号）の入力（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録されたものである場合（当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。）をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行つたものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録）に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法により送信し、又は提出したときは、当該他の

第五条の二 電子情報処理組織を使用する方法に
より申請等（国税庁長官が定めるものに限る。）
以下この条において同じ。）を行う者は、前条
の規定にかかるらず、認定特定電子計算機（特
定電子計算機であつて国税庁長官の定める基準
に適合するものであることにつき国税庁長官の
認定を受けたものをいう。）に備えられたファ
イル（以下第三項までにおいて「特定ファイ
ル」という。）に当該申請等に必要な情報（以
下同項までにおいて「申請等情報」という。）
を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定
ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧
し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備え
られたファイルに記録する権限を付与すること
により、当該申請等を行うことができる。この
場合において、当該申請等については、当該特
定ファイルに当該申請等情報が記録された時又
は当該権限が付与された時のいずれか遅い時
に、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられ
たファイルに当該申請等情報を記録されたもの
として、情報通信技術活用法第六条第三項の規
定を適用する。

前項の規定により特定ファイルに申請等情報
を記録する場合におけるその記録に関するファ
イル形式については、国税庁長官が定める。

第一項の申請等を行う者は、特定ファイルに
記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限
を付与した状態で国税庁長官が定める期間保存
しなければならない。

第一項の認定を受けようとする者（当該認定
に係る電子計算機を管理する者に限る。第十項
において同じ。）は、次に掲げる事項を国税庁
長官に申請しなければならない。

一　当該認定を受けようとする者の氏名、住所
又は居所及び法人番号

二　当該認定に係る電子計算機の名称

三　当該認定に係る電子計算機が第一項の国税
庁長官の定める基準に適合することを証する
事項

四　その他参考となるべき事項

定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。
国税庁長官は、第一項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるとときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について、同項の申請等を行った者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名稱並びに当該認定日の公表をすることができること。

7 認定事業者は、第四項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。
8 国税庁長官は、前項の届出があつた場合において、第六項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後も認定電子計算機の名称並びにその変更日の公表をしなければならない。

9 国税庁長官は、第一項の認定をした後、認定電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しなくなつたときは、当該認定を取り消すことができる。

10 ときは、第一項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。
11 国税庁長官は、第九項の処分をした場合（第一項の認定につき第六項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

第六条 (申請等において氏名等を明らかにする措置) 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。
一 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。
二 第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。
三 電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行い、申請等を行うこと。

6 申請等の情報に当該電子署名を行ふこと及び当該電子署名に係る電子証明書を当該特定電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、同項に規定する申請等を行うこと。

7 第五条第七項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行ふこと。
8 法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行ふこと。
9 法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行ふこと。

2 第五条第七項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行ふこと。
3 第七条 (国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一百二十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第四十二条第一項の手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して、これらを送信することにより納付する方法とする。

2 第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により前項の証明書の交付を請求する者は、同項の手数料のほか、その送付に要する費用を同項に規定する方法によつて納付しなければならない。

2 第七条 (処分通知等に係る電子情報処理組織等) 第九条 (情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(次条から第十一条までにおいて「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織による) 第九条第一項の受取手数料又は同条第二項の認定手数料を納付する方法であつて、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一項の規定により行われた申請等により国税審議会長から得た納付情報により納付する方法とする。

2 第八条 (電子情報処理組織による国税の納付手続) 第十条 (税務署長等による処分通知等) 第十二条 (処分通知等における記載すべき事項と置) 第十三条 (手続の細目)

。)を行つては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行つては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して、これらを送信するこにより、その納付を行わなければならぬ。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により所得税を納付しようとする者は、その納付の際、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十条の規定その他の源泉徴収に係る所得税に関する法令の規定(以下この項において「源泉徴収に係る所得税の納付手続に係る規定に規定する規定に規定する計算書を添付しなければならないこととされている場合には、当該計算書については、第五条第一項の規定により申請等を行わなければならない。

2 第十一条 (情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子メールの送信に規定する方法により、特定電子メールの送信機から、あらかじめ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレス及び同項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を入力して送信する方式とする。

2 第十二条 (処分通知等を受ける者が、情報通信技術活用法第七条第一項ただし書の表示をした後、電子情報処理組織を使用する方法により、同項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けない旨の表示をしたときは、税務署長等は、当該処分通知等を受ける者に対し、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行つてはならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が再び同項ただし書の表示をした場合は、この限りでない。

2 第十三条 (手續の細目) 第四章 雜則

アイルに、当該処分通知等を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。ただし、当該処分通知等であつて、国税庁長官が定める措置を行つものである場合には、当該処分通知等の情報に当該電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を当該特定電子計算機に備えられたファイルに記録することを要しない。

2 第十三条 (この省令に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる) 第四章 雜則

2 第四章 (手續の細目) 第四章 雜則

2 第四章 (手續の細目) 第四章 雜則

2 第四章 (手續の細目) 第四章 雜則

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 1 この省令は、平成十五年十一月四日から施行する。 | 2 第四条第一項の届出については、平成十六年三月三十一日までは、名古屋国税局の管轄区域内の税務署長若しくは名古屋国税局の管轄区域内を納税地として行う申請等又は同管轄区域内を納税地として行う国税の納付に係るものに限るものとする。 | 3 この省令の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間における別表第六十六号の規定の適用については、同号中「若しくは第六項」とあるのは、「第六項若しくは第八項」とする。 |
| 附 則 (平成一九年一二月二七日財務省令第六七号) | この省令は、平成二十年一月四日から施行する。ただし、別表第六十二号を次のように改める改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。 | この省令は、平成二十年一月四日から施行する。ただし、別表第六十二号を次のように改める改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成一九年三月三〇日財務省) | この省令は、平成二十年一月四日から施行する。 | この省令は、平成十八年一月四日から施行する。 |
| 附 則 (平成一八年一二月二七日財務省令第七六号) | この省令は、平成十九年一月四日から施行する。 | この省令は、平成十九年一月四日から施行する。 |
| 附 則 (平成一九年三月三〇日財務省令第二二号) | この省令は、平成二十年一月四日から施行する。 | この省令は、平成十八年一月四日から施行する。 |
| 附 則 (平成一九年一二月二七日財務省) | (施行期日) この省令は、公布の日から施行し、改正後の別紙様式第一号及び第二号は、平成二十三年分の給与から適用する。 | (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月二五日財務省令第七号) | この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 | この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二六年三月三一日財務省令第三一号) | この省令は、平成二十六年三月三一日から施行する。 | この省令は、平成二十六年三月三一日から施行する。 |
| 附 則 (平成一六年七月七日財務省令第五号) | この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 | この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成一七年四月一三日財務省令第四五号) | この省令は、公布の日から施行する。 | この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (平成一七年三月四日財務省令第八号) | この省令は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。 | この省令は、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。 |
| 附 則 (平成一七年一二月二日財務省令第四四号) | この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十号)の施行の日から施行する。 | この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十号)の施行の日から施行する。 |
| 附 則 (平成一七年一二月二日財務省令第七九号) | この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。 | この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二三年三月三一日總務省令第二〇号) | この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。 | この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二三年四月二七日財務省令第二九号) | (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 | (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第一号) | この省令は、平成二十九年一月四日から施行する。 | この省令は、平成二十九年一月四日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第二号) | この省令は、平成二十九年一月四日から施行する。 | この省令は、平成二十九年一月四日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第三号) | (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 | (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第四号) | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第五号) | この省令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第一条第一項により電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等)を使用して行う国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百二十三条第一項の請求について適用する。 | この省令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第一条第一項により電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等)を使用して行う国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百二十三条第一項の請求について適用する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第六号) | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第七号) | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第八号) | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 | この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二四年一月六日財務省令第九号) | この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の施行の日から施行する。 | この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)の施行の日から施行する。 |

をした者に対する同条第四項の規定による通知については、なお従前の例による。

3 2
税務署長は、施行日において既に旧令第四条
施行日前に旧令第四条第八項の届出をした者
に対する同項の規定による通知及び提供につい
ては、なお従前の例による。

第四項の規定により識別符号の通知を受けてい
る者（施行日において既に同条第八項の規定に
より暗証符号の通知を受け、同条第一項の申請
等又は国税の納付手続に利用することができる
入出力用プログラムの提供を受けている者を除
く。）及び施行日以後に第一項の規定によりな
お従前の例によることとされる同条第四項の規
定による通知を受けた者に対し、暗証符号を通
知し、改正後の国税関係法令に係る情報通信技
術を活用した行政の推進等に関する省令第四条
第二項の入出力用プログラムを提供するものと
する。この場合において、当該暗証符号は、同
項の規定により通知されたものとみなす。

附 則（令和五年三月三一日財務省令第

二七号）

この省令は、令和七年一月一日から施行す
る。ただし、第八条第一項の改正規定（同項た
だし書に係る部分を除く。）は、令和六年四月
一日から施行する。

附 則（令和五年六月三〇日財務省令第

四九号）
この省令は、令和六年四月一日から施行す
る。

附 則（令和六年三月三〇日財務省令第

三一号）

この省令は、令和八年九月二十四日から施行
する。ただし、第七条の改正規定は、デジタル
社会の形成を図るための関係法律の整備に関す
る法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条
第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。